

# 「消費税の複数税率への実務対応」完全解説

～最新の法令・通達・Q&A等に基づき、具体的な検討・申告事務等を詳細に解説!～

2019年10月1日から消費税率が8%から10%に引き上げられるとともに、初めて複数税率が導入されることとなりました。また、2023年10月1日以後については、「適格請求書等保存方式」(インボイス方式)が導入されるものとされ、仕入税額控除の要件として、適格請求書等の保存が必要と定められました。本セミナーでは、消費税の軽減税率に対する実務上の対応について、最新の法令(2018年3月31日付公布の政省令)および通達・Q&A(2018年6月13日公表、11月8日追加公表)を踏まえ、必要な事項を総合的に詳しく解説します。

第1に、制度の必要性と問題点、従来からある非課税制度および免税制度との違いを解説します。

第2に、飲食料品の定義、一体商品の取扱いなど、実務上問題となりやすい事項について解説します。


第3に、2019年10月1日からの4年間について適用される「区分記載請求書等保存方式」における帳簿・請求書等、税額の計算方法(原則的な取扱い)、税額計算の特例等について解説します。また、2019年10月決算以降に必要となる、複数税率に対応した申告書の作成方法についても詳しく解説します。

第4に、「適格請求書等保存方式」(インボイス方式)について、適格請求書発行事業者の登録制度、適格請求書等保存方式における帳簿・請求書等、適格請求書等の交付義務等、仕入税額控除の要件、税額計算の方法(計算例を含む)、免税事業者の取扱い等、実務に必須の事項を詳しく解説します。

第5に、実務上発生し得る課題と今後の対応について、そのスケジュールも含めて解説します。

第6に、2019年10月1日からの税率引上げに伴う経過措置の確認事項を解説します。

※サブテキストとして「<改訂版>消費税の「軽減税率とインボイス制度」完全解説」(2019年6月刊行)を使用します。

開催要領	
日時	2019年11月14日(木) 午前10時～午後4時30分 <b>2階会議室</b>
会場	大阪マーチャндаイズ・マート (OMMビル) 大阪市中央区大手前1-7-31 TEL(06)6943-2020 京阪電車 [天満橋]駅・東出口 地下鉄谷町線 [天満橋]駅・1番出口 } OMM地下2階に連絡
受講料	1名様につき(テキスト・書籍代・昼食代・消費税含む) <b>39,300円 [会員 36,000円]</b> ★この研修会は無料クーポン適用対象講座です。クーポンをご利用の方は、会員サイト「税研ウェブサービス」からお申込みください。 税研ウェブサービス各種会員サイト入口 
申込方法	ホームページからお申込みいただくか、裏面の「申込書」に必要な事項をご記入の上、FAXにてお申込みください。 ◆キャンセルの場合は、開催日の前営業日 15時までにご連絡ください(受講料ご返金の際の振込手数料はお客さま負担となります)。 ◆代理の方のご出席もお受けいたします。 ◆当日欠席された場合は、返金は致しかねますのでご了承ください。 ◆定員に達しない場合は、中止になる場合がございますのでご了承ください。

講師紹介

EY新日本有限責任監査法人 おお た たつ や  
公認会計士・税理士 **太田 達也 氏**

慶応大学卒業後、第一勧業銀行を経て、太田昭和監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)入所。平成4年公認会計士登録。現在、EY新日本有限責任監査法人において、会計・税務・法律など幅広い分野の助言指導を行っている。著書に、「決算・税務申告対策の手引」、「固定資産の税務・会計」完全解説、「解散・清算の実務」完全解説、「純資産の部」完全解説、「リース取引の会計と税務」完全解説(以上、税務研究会)など多数

## ◆主な研修内容◆

### I 軽減税率制度の必要性和問題点

1. 軽減税率の導入の背景と問題点
2. 非課税・免税との比較

### II 軽減税率の対象となる飲食料品と新聞の定期購読

1. 軽減税率の対象となるもの
2. 飲食料品
  - (1) 食品表示法に規定する食品
  - (2) 一体商品の取扱い(金額の判定、主たる部分が飲食料品の要件の判定、一体商品に該当するもの・しないもの)

### III 現行の「請求書等保存方式」

1. 仕入税額控除の要件とされる帳簿および請求書等の保存
2. 帳簿のみの保存で足りる場合
3. 帳簿の記載事項
4. 請求書等の記載事項
5. 税額の計算

### IV 「区分記載請求書等保存方式」の実務

1. 帳簿および請求書等の記載事項
  - (1) 買手による追記の許容
  - (2) 区分請求書の記載例
2. 区分記載請求書等保存方式における税額の計算
  - (1) 税額の計算方法(原則的な取扱い)
  - (2) 税額計算の特例
    - ①売上税額の計算の特例
    - ②仕入税額の計算の特例
3. 申告書の作成方法
  - (1) 付表1-1の作成
  - (2) 付表1-2の作成
  - (3) 付表2-1の作成
  - (4) 付表2-2の作成
  - (5) 確定申告書の作成
  - (6) 簡易課税を適用する場合の申告書の作成方法
  - (7) 売上税額の計算の特例、仕入税額の計算の特例を適用する場合

### V 「適格請求書等保存方式」の実務

1. 適格請求書発行事業者の登録制度
2. 適格請求書発行事業者が免税事業者となる場合の取扱い
3. 適格請求書等保存方式における帳簿・請求書等
  - (1) 帳簿の記載事項
  - (2) 適格請求書の記載事項および他の方式との比較
    - ①適格請求書の記載事項
    - ②適格請求書の記載例
    - ③適格簡易請求書
4. 適格請求書の交付義務等
  - (1) 適格請求書の交付義務
  - (2) 適格請求書類等類似書類等の交付禁止
  - (3) 適格返還請求書の交付義務
  - (4) 電子インボイスの許容
  - (5) 適格請求書等の写しの保存
5. 免税事業者等の取扱い
  - (1) 適格請求書等の交付不可
  - (2) 免税事業者等からの仕入れに係る経過措置
6. 仕入税額控除の要件
  - (1) 帳簿の記載事項
  - (2) 帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる取引
  - (3) 仕入税額控除の要件を満たす請求書等
7. 税額計算の方法
  - (1) 税額の計算
  - (2) 対価の返還等があったときの計算
  - (3) 貸倒れに係る消費税額の控除等
8. 現行制度との比較
9. その他の取扱い

### VI 実務上の諸問題と今後の対応

1. 実務上の諸問題
  - (1) 割引券、値引き、リピートの取扱い
  - (2) 中小事業者における還付申告への対応の問題
  - (3) システム開発に伴う問題
  - (4) 免税事業者の把握・管理
2. 今後の対応
3. システム改修費用、新たなシステムの導入費用に係る税務上の取扱い

### VII 税率引上げに伴う経過措置

# 申込先 FAX:06-6943-2253

## 『『消費税の複数税率への実務対応』完全解説』申込書 【11月14日(木)】

受講料 \_\_\_\_\_ 円は別途送金いたします。 No.121498 年 月 日

お客様コード		← お客様コードは送付の封筒に記載されている8ケタの数字です。 【3名様以上のお申込の場合は、恐縮ですがコピーにてご記入願います】	
会社名 (事務所名)			
所在地	〒		
T E L		F A X	
参加者	部課名・役職名	.	
	氏名	フリガナ	フリガナ
	e-mail		
※受講票はご記入いただいたメールアドレスへお送り致しますので、メールアドレスをお持ちの方は必ずご記入ください。			
振込先金融機関	<input type="checkbox"/> 銀行 ※手数料はお客様負担になります。 <input type="checkbox"/> 郵便 (いずれかに <input type="checkbox"/> )		

個人情報  
の取扱い

ご記入いただいた個人情報は、当社商品の案内やセミナー開催に関する情報の提供に使用させていただくほか、当社がおすすめするサービスのご案内にも使用させていただきます場合がございます。また、登録情報は厳重に管理し、第三者に開示することはございません。個人情報の取り扱いに関する詳細は、web(<https://www.zeiken.co.jp/privacy/>)をご確認ください。